

議員発議で

倫理条例制定

6月議会最終日に、議員発議で条例案が上程され、全員賛成で可決されました。

この条例は、市民全体の代表である議員としての政治倫理に関する規律の基本を定めたものであり、市民に信頼される議会を目指すことを目的にしています。概要は次の通りです。

主な政治倫理基準

- ・議員の地位を利用して金品の授受をしないこと。
- ・市との契約に関し、業者に有利な計らいをしないこと。
- ・市から補助金等を受けている団体の長に就かないこと。

議員の責務

市民の代表としての人格と倫理を持ち、自己や一部の人の利益ではなく市民全体の利益を優先して行動すること。

市民の責務

議員が全体の奉仕者であること。

印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正

外国人登録制度の廃止に伴い、4つの関係条例の規定について整理を行うものです。

質疑

本市の外国人登録原票に登録されているのは何名か。近年の登録者数の推移は。今回の改正で、外国人住民への対応はどう変わるのか。

答弁

登録者数は、本年4月1日現在で、536世帯、663人。過去5年間、650人前後で推移している。在留カードを発行する。今後は一般の市民と同じ住民票の中に入る。

国民健康保険税条例の一部改正

課税限度額について、国民

健康保険税を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に介護納付金課税額を10万円から12万円に変更するものです。

質疑

課税限度額の引き上げで影響を受ける世帯は。事前に広く市民の声を聞く考えはないのか。

答弁

本年3月1日現在で、基礎課税分（医療費分）は改正前225世帯が改正後215世帯、後期高齢者支援金分は、改正前365世帯が改正後293世帯、介護納付金分は、改正前153世帯が改正後101世帯。国民健康保険運営協議会を置き、市民の代表として委嘱している。今後も運営協議会で意見を聞き、事業を進めた

障害者自立支援条例及び障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

障害者自立支援法の改正により、地域相談支援の受給者証に係る罰則規定の追加、就労支援施設の利用者負担の明確化による規定の整理を行うものです。

質疑

相談支援の充実、障害児支援の強化で、本市ではどのようなことが考えられるのか。

答弁

障害福祉サービスや障害児通所支援利用希望の申請者に対する利用計画書の提出を相談支援事業者に求め、支給決定する。また、利用状況の検証を行う。

市の療育事業で、発達支援事業所「あいさいわかば」として、本所、分室とも4月1日から直営で運営する。

海部地区急病診療所組合規約の変更

外国人登録制度の廃止に伴い、引用する規定の整理を行うものです。